

令和 8 年 6 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 8 年 6 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 6 月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和 8 年 6 月 5 日（金）
（開会） 9 時 0 0 分 （閉会） 9 時 3 7 分

2. 場 所 西川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者 1 7 人 欠席者 2 人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		1 1	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		1 2	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		1 3	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		1 4	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		1 5	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		1 6	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三		○	1 7	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		1 8	坂口 友久		○
9	原口 保徳	○		1 9	相原 經憲	○	
1 0	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 3 号 あっせん委員の指名について	1 件
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について	

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局 定刻になりましたので、令和 8 年 6 月の農業委員会総会を始めたいと思います。

本日、7 番田代了三委員、1 8 番坂口友久委員より欠席の届出があつております。あと、1 4 番井手広夫議員につきましては若干遅れて出席の連絡があつております。

欠席者 2 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長よろしくをお願いします。

- 会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
それでは、令和8年6月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、6番 池田 有 委員、15番 田栗 由紀男委員
を指名します。
今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

- 事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。

- 会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

- 会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

- 会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

- 事務局 第3条にかかる分で議案第1号についてご説明いたします。資料は、議案書の1ページからです。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。
申請番号1番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆で540㎡です。申請事由です。譲渡人、耕作、管理することができない。譲受人、自宅に近く、耕作しやすい。農地の価格は、10aあたり〇〇円です。
申請番号2番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑1筆の136㎡、田3筆629㎡、合計765㎡です。申請事由です。譲渡人、市外に居住している為、耕作管理することができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすい。土地の価格は宅地を含む全部で〇〇円となっております。
申請番号3番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田3筆の6,342㎡です。申請事由です。譲渡人、県外に居住している為、耕作管理することができない。譲受人、自宅に近く耕作がしやすい。土地の価格は全筆で〇〇円となっております。

以上3件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この3件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

〇〇番 申請番号2番です。私の近くではありまして、譲受人が4月に〇〇の方から引っ越して来られて畑と田の488㎡と59㎡で住宅に入る時に道が軽トラック自動車もあまり余裕がないということで少し拡張したらいいという意見も聞いてありまして土地と一緒に家まで付いているということでお話されていたそうです。で、その〇〇さんという方のご自分の姉さんの夫婦が、〇〇地区に住まわっていて耕作するときは加勢に来てもらって参入されるという事でハンコを押しました。

〇〇番 申請番号1番です。だいたい輪のうで、現在も耕作しておられますので特に特段問題ないと思います。

会 長 3番は私の案件でございますが、〇〇さんという方がですね、お母さまはまだご存命なのですが施設に入られていて、お父さんもですね亡くなられていて、兄弟さんも亡くなられていて譲渡人が〇〇にいらっしゃいますけども、田んぼを処分したいということで、ちょうど永池の堤の下の方でございます。現在、〇〇さんがこのあたりを作ってらっしゃいましたので、相談されて全部買っていただく事になって、前からこの案件出てましたけれども、〇〇さんはなかなかこちらに来る暇がなかったという事で、今回出されましたので、まあ私の地元でもございますので問題ないかなと思いました。以上です。

会 長 それでは地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(「なし」の声多数あり)

会 長 質疑も無いようですので質疑を留めます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件について許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3件については許可する事に決審いたしました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次は議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書2ページ、付近見取図及び土地利用計画図は、1ページからとなります。申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定となっています。土地は〇〇町の畑1筆329㎡です。申請事由です。現在市内のアパートに居住しているが手狭になったため住宅を建設するという事で、一般住宅を予定されています。工事完了時期は令和8年12月30日の予定です。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっています。土地は〇〇町の畑1筆650㎡です。申請事由は、現在自営で左官業を営んでおり、作業に使う道具や資材置き場、作業車の保管場所が必要となったという事で、資材置場と駐車場を予定されています。工事完了時期は許可後6カ月後を予定されています。以上2件、農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇号 申請番号1番です。使用貸借権設定となっておりますけど、親子関係です。場所は住宅地にあつて用途地域でもあります。見に行きましたところ畑は管理はされておりますけど、作物は作っておられませんでした。農業用水の関係も全く関係ありませんので別に水路の影響は無いと判断いたしまして、多分この使用貸借権は相続権とか贈与とかの関係でこうなったという事でしたので、特に問題ないかという事で許可をしました。

会 長 それでは2番は〇〇ですけども、〇〇さんは今日は欠席ですので地元委員の補足説明はなしということでもいいですかね。

会 長 それでは質疑を開始します。何かご意見、ご質疑ありましたら出していただきたいと思いますが、何かありませんか。

(「なし」との多数意見有り)

会 長 それでは他に質疑ありませんか。質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について、許可する事に異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第3号 あっせん委員の指名について》

会 長 次に、議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名について議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名についてご説明いたします。議案書3ページになります。農地の所有者から農地売買等特例事業に係る農用地の売り渡しの申し出がありまして、武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領第4条第8項の規定により、あっせん委員を氏名したいので、農業委員会の議決を求めるものです。あっせん申出者の住所、氏名及びあっせん申出の農用地等の所在、地目及び面積は議案書記載のとおりです。あっせん委員は農用地の地元委員である岩橋委員と立川委員を指名したいと思います。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 これはあっせん事業ですね。売った人には登記とかですねそういうのを中間管理機構の中に入れてまして、売った人には税金がかからない、買った人は中間管理機構の中に入って登記をしてくれる様な制度でございます。税金がかからないという事で以前はよくあっせん事業も出ていたんですけども、ここ何年か最近では出てますけどもこういう制度を知らないという事もありますし、また時間もかかりますし、まあ、なかなか利用されてなかったんですけどもやっぱり知ってる方は税金がだいたい買った価格と売った価格の差額に対して20%かかるところを、その代わりですね1.5%ずつですね両方から管理機構の方に手数料を払わんばいかんというのがありますけども、税金がかからんごとと皆さんおっしゃる時はですね、このあっせん事業を使われる時は面積とかありますので、農業委員会の方に相談されてからですね使っていただきたい制度でございます。

前はですねまあ売り手の方が一回管理機構に売って、管理機構が買い手を探してというようなことで、何回もですね会議があったんですけども今回は一回でいいんですよね、最近ではですね管理機構も人手不足でという事でそういうこともありまして少し簡単になってまいりました。まあ、こういう事もあるという事で知らない方も大金になりましたら税金も高くなりますので、今回は私と立川さんが指名されましたのでよろしくお願いします。

〇〇番 因みに相場的にどうどのくらいか聞かれますが、まあ、〇〇万くらいと答えてましたが、どのくらいでしょうか。

会 長 まあ、〇〇の相場です。

〇〇番 〇〇～〇〇万ですか。

会 長 もうちょっとです。

〇〇番 橋下が一番高いのではないのでしょうか

会 長 まあ、田んぼとしては良い田んぼかと思いますし、橋下ですけど私が言う時は圃場整備とかなんとかでお金をかけてらっしゃるんですよ。20 年も何年も払ってきてそういうのを加味して買ってくださいと言うんですけども、今は買い手が強くて、これじゃなければ要らないという感じですし、今キュウリのトレファの方がずいぶん土地を探してらっしゃいますけども、やっぱり欲しかったら高いんですよ。買い手の方が欲しかったら高いんですけど、私たちが中に入る時はもうだいたい値段の交渉の終わってる時が多いんですよ。どれくらいと言われたらそれくらいで動いてると伝えますが、そのことを一言付け加えます。高いでしょうが。やはり手放したい方が多くてもう家付きでみんな込みで、このくらいで良かよという事もありまして、その時は農地が二束三文かなとそういう契約も多々あります。まあ、〇〇万までも行きませんが橋下は少し高いかなと〇〇万くらいでしょうか

〇〇番 昔は一反米百俵とかいわれてましたよね。

会 長 40 年くらい前に圃場整備が終わっています。その頃は 1 反〇〇万くらいでした。〇〇万円以上でざらでした。今からは畦を壊して大規模にしてからせんと、作り手が少ないので一枚の広い田を作って大きな機械を使う農業になってくるのではないかと考えております。

〇〇番 中間管理機構は一時借り受けを前はしてたけど、今も、あるのかな。

会 長 今はやってないです。一時借り受けはせずに、今は中に入るだけですよ

〇〇番 税金はかからないものの事務経費はいるとよね。

会 長 そうです 1.5%いります。

会 長 トレファンの方が卒業して農地を探してらっしゃいますが、アメリカとイランの戦争ですごい資材が上がってるんですね。牛飼いさんと話しても藁を

撒くフィルムが4割高になったそうですね。なんでも高くなっているようで今からハウスを建ててですね、返していけるかどうか心配を農地まで買ってたらですね。

キュウリで買う人には高こう売りよらすけんですよ。ちょっとどうも勧めるのものもあれかなとあれかなと、この間振興センターの方と話しよってもね勧めんばばってんもうそがん高こうなってんねこっちも勧めきらんと話があいよったです。

会 長 それでは、他に質疑等も無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名については、岩橋 久美 農業委員と立川 浩吉 推進委員を指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第3号 農地移動適正化あっせん事業に係る委員の指名については、岩橋 久美 農業委員と立川 浩吉 推進委員を指名することに決しました。よろしくお願いいたします。

———《議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）》———

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1ページをご覧ください。

こちらに令和8年度第3号利用集積等促進計画（案）を記載しています。

2ページをご覧ください。

こちらに内訳を記載しております。全体の合計といたしましては田新規6件、7筆、18,767㎡、再設定18件、22筆、43,755㎡、畑新規1件、1筆、516㎡となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については15ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を開始します。

何かございませんか。

会 長 それでは他に質疑等無いようですので議案第４号の質疑を留めます。
議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）について原案通り意見なし
と回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。議案第４号農用地利用集積等促進計画（案）につい
ては原案通り「意見なし」と回答することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして本日準備されました議案報告につきましては
全て終了しました。
これをもちまして令和８年６月の総会を終わります。